

第7次

# 基山町行政改革大綱



令和5年3月

基山町

# 目次

1. はじめに.....	1
2. 基山町行政改革大綱の策定経緯 .....	1
3. 基山町の現状と将来の見通し .....	2
(1) 人口の推移と推計 .....	2
(2) 財政状況.....	4
4. 行政改革推進のための取組の構成.....	5
5. 行政改革推進のための取組内容 .....	6
(1) 住みよいまち基山の創造 .....	6
(2) 質の高い行政サービスの提供 .....	7
(3) 町民の参画と協働のまちづくり.....	8
(4) 持続可能な財政運営の実現.....	9
(5) 組織の構築と施策の推進 .....	10
6. 今後の行政改革の推進体制 .....	11

## 1. はじめに

近年は、IT 技術の急速な進化や新型コロナウイルス感染症の影響、異常気象などによって世界的にも変化の度合いが増し、取り巻く環境の複雑さと将来予測の困難性が増加する状況にあります。そのため、既存の価値観や様々なスタンダードなどが通用しない大きな変革の時代を迎えています。本町においてもこの変化を敏感に捉え、臨機応変に速やかな順応を図ることが重要です。また、将来にわたり地域社会の持続的発展を続けるためには、前例を踏襲するだけでなく、改革効果の高い事業へ注力するという選択が必要となります。

そこで、将来に渡って持続可能な自治体運営を継続し、町民生活に必要な公共サービスを効果的に提供するため、行政改革の推進に向けて「第 7 次基山町行政改革大綱」を策定します。

## 2. 基山町行政改革大綱の策定経緯

本町では、これまでに昭和 61 年度に「第 1 次行政改革大綱」、平成 8 年度に「第 2 次行政改革大綱」、平成 13 年度に「第 3 次行政改革大綱」、平成 18 年度に「第 4 次行政改革大綱」、平成 24 年度に「第 5 次行政改革大綱」、平成 30 年度に「第 6 次行政改革大綱」を策定し、継続的に、行政改革の推進に取り組んできました。

今回、これまでの行政改革の流れを継承し、さらなる効率的・効果的な行政運営を推し進めるため、令和 5 年度からの 5 年間の計画期間とする「第 7 次行政改革大綱」を策定することとし、令和 4 年 9 月に民間の委員 7 名からなる「基山町行政改革懇談会」を設置しました。この懇談会において、約 3 か月にわたり行政改革の推進について調査・審議をいただき、11 月には、審議の結果を提案書にまとめた「第 7 次基山町行政改革大綱への提案」を提出していただきました。これを受け、町長を本部長とする「基山町行政改革推進本部」により、この提案書を基礎として検討し、項目の精査を行い、この度本大綱を決定いたしました。

### ○基本項目の変遷

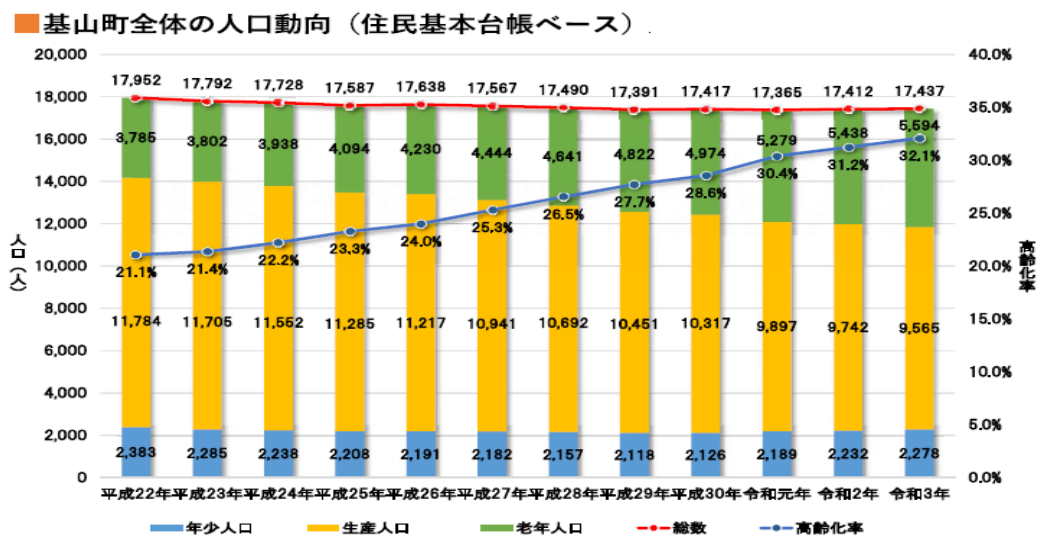
	基本項目		
	第 4 次行政改革大綱	第 5 次行政改革大綱	第 6 次行政改革大綱
1	財政の健全化	人口増対策	人口増対策
2	事務事業の見直し	持続可能な財政運営の実現	持続可能な財政運営の実現
3	組織・機構の見直し	行政サービスと透明性の向上	行政サービスの向上
4	協働のまちづくりの体制構築	町民が主体のまちづくり	効率的・効果的行政組織の確立
5	定員管理と人材育成	効率的・効果的行政組織の確立	協働のまちづくりの推進
6	町議会について	民間機能の活用	行政運営に係る透明性の向上、積極的な情報発信

### 3. 基山町の現状と将来の見通し

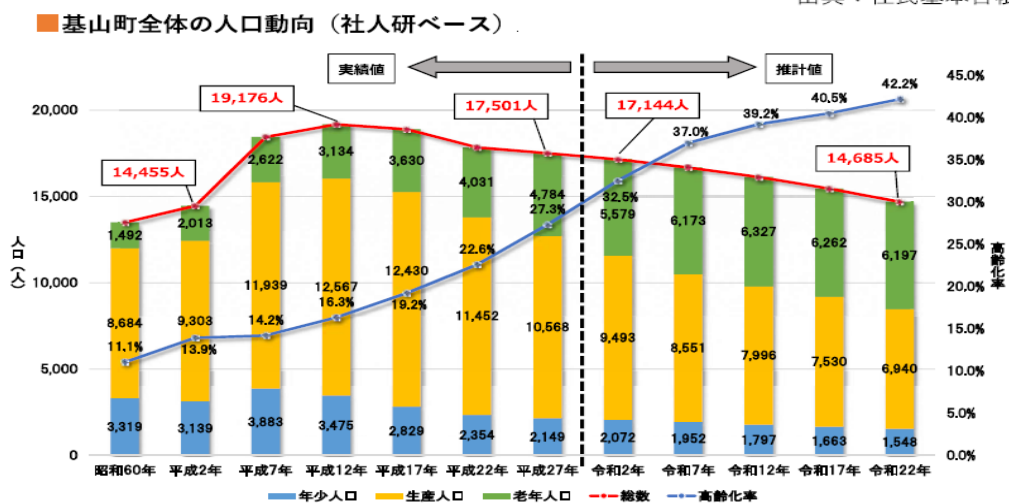
#### (1) 人口の推移と推計

本町では、平成 28 年以降、人口増対策に取り組んでおり、子育て・若者世代への住宅取得支援や地域優良賃貸住宅の整備などの移住定住施策に加え、子どもの医療費無償化などの子育て支援施策の拡充により、転入数が転出数を上回る社会増の状況となっており、減少傾向にあった人口が横ばいから微増へと転じています。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の平成 27 年から令和 2 年までの推計値と住民基本台帳での平成 27 年から令和 2 年までの実績値を比較すると、社人研での推計では総人口は 2%減の見込みが、住民基本台帳では 0.8%減にとどまっているほか、年少人口比率（0～14 歳）は社人研では 0.2%減となっていますが、住民基本台帳では 0.4%増となっており、社人研推計値よりも人口の減少が緩やかになっています。



出典：住民基本台帳

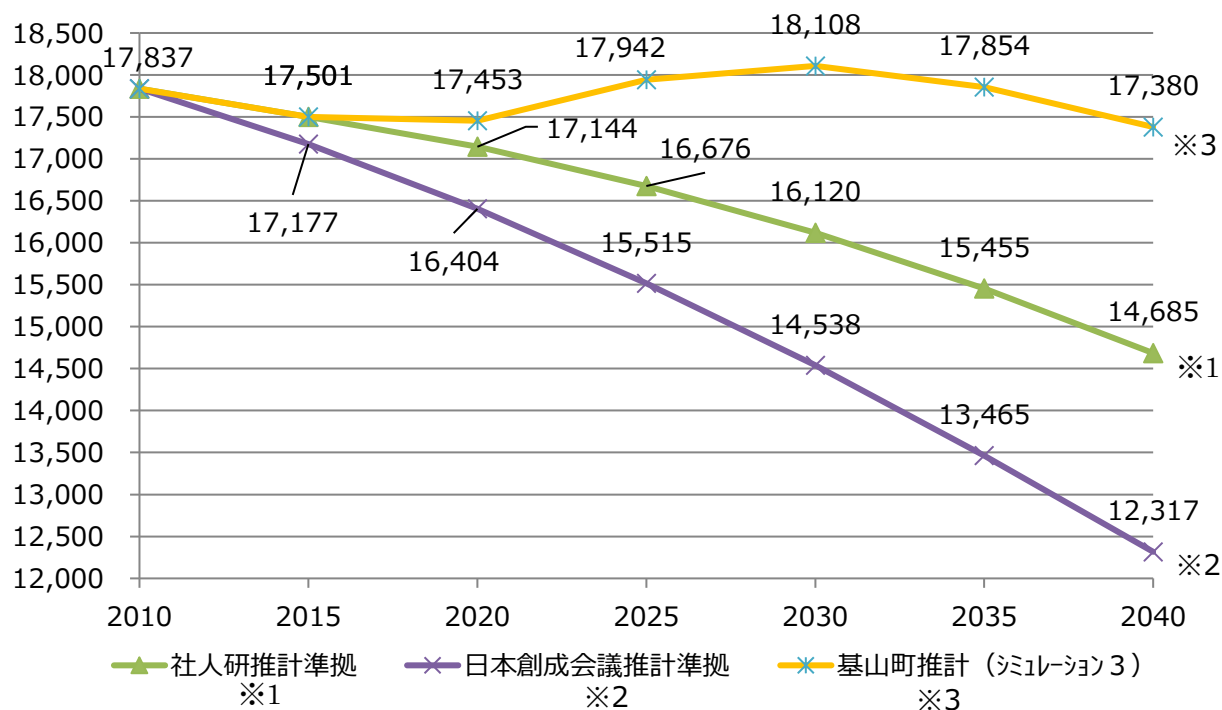


出典：国立社会保障・人口問題研究所推計（令和 2 年以降は推計値）  
（平成 27 年国勢調査の結果を基に平成 29 年推計）

次に、将来の人口推計としては、令和 2 年度に策定した「基山町人口ビジョン」において、令和 22 年（2040 年）の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）推計準拠（※1）では、14,685 人に、日本創生会議推計準拠（※2）では、12,317 人に減少するとしています。また、基山町は、住宅施策、空き家対策等の人口増施策を行うと仮定した場合の定住人口については、17,380 人（※3）と推計しています。

推計パターン等の概要	
社人研推計準拠 ※ 1	全国の移動率が、今後一定程度縮小すると仮定した推計
日本創成会議準拠 ※ 2	全国の移動数が、2010 から 2015 年の推計値と概ね同水準でそれ以降も推移すると仮定した推計
基山町推計人口 ※ 3	合計特殊出生率が 2020 年に 1.38、2030 年に 1.77、2040 年に 2.07 まで上昇し、かつ社人研推計準拠をベースに人口移動が 2040 年までにゼロに収束すると仮定し、これをベースに、住宅施策、空き家対策等人口増施策を行うと仮定した推計

○基山町の将来人口推計



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）推計）」、基山町住民基本台帳情報、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部提供資料を基に基山町作成

## (2) 財政状況

### ・直近の決算概要（一般会計）

令和3年度決算では、歳入においては、町税は前年度に比べ12,985千円増加し2,415,296千円となり、率としては0.5%の増となっています。また、地方交付税も前年度に比べ318,103千円増加し1,499,786千円となり、率としては26.9%の増となっています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい令和3年度については、国の地方税等の減収見込みによる地方財政対策や基準財政需要額における地域デジタル社会推進費の創設などにより増額となったものです。

歳入決算額としては、前年度に比べ14.0%減の9,567,822千円となっています。

一方、歳出においては、義務的経費である扶助費は新型コロナウイルス感染症対策に加え、子育て支援や高齢福祉、障害福祉などの増進に伴い恒常的な増加傾向にあり、前年度に比べ37.8%増の1,811,429千円となっています。

歳出決算額としては、前年度に比べ14.8%減の9,269,957千円となっています。

### ・負債の状況

直近5年の町債残高、基金残高及び負債額の状況は、下表のようになっています。

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
町債残高	6,217	6,133	6,443	6,655	6,736
基金残高	2,349	2,474	2,307	2,594	3,289
負債額	△3,868	△3,659	△4,136	△4,061	△3,447

基金残高：財政調整基金、減債基金、特定目的基金の合計

### ・財政指標

財政構造の弾力性を判断する「経常収支比率（※1）」は、令和3年度は87.7となっており依然として高い水準となっています。財政力指数（※2）については、令和3年度は0.66となっており、平成29年度の0.69と比較してもほぼ横ばい状況にあります。また、実質公債費率（※3）については令和3年度は7.8となっており、平成29年度の10.6と比較して改善傾向にありますが、今後の投資的事業に伴う公債費の増加が考えられますので、比率は上昇していくと推測されます。なお、将来負担比率（※4）については、令和3年度は算出されませんでした。今後の町債残高の増加や基金の残高減少などにより比率は上昇していくと推測されます。

(比率単位：%)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
経常収支比率	93.0	95.8	95.8	95.7	87.7
財政力指数	0.69	0.70	0.69	0.68	0.66
実質公債費率	10.6	9.3	8.3	8.0	7.8
将来負担比率	31.3	—	—	—	—

※1 経常収支比率 財政構造の弾力を測定する比率として使われている指標です。この比率が低いほど新たな行政需要に弾力性があることになります。

※2 財政力指数 地方公共団体の財政力を示す指数として用いられます。財政力指数が「1」に近く、あるいは「1」を超えるほど財政力が強いとされています。

※3 実質公債費比率 収入に対する実質的な町債返還額等の債務の割合を示す比率です。実質公債費比率が 25%を超えると早期健全化団体、35%を超えると財政健全化団体に指定されます。また、18%を超えると国や県の許可がなければ町債を借り入れることができません。

※4 将来負担比率 一般会計が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、負債が将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。将来負担比率 350%が早期健全化基準となっています。

#### 4. 行政改革推進のための取組の構成

第 7 次行政改革大綱における、行政改革推進のための取組は、次の 5 つの基本項目及び主な取り組み内容により構成されています。

基本項目	主な取組内容
<b>1. 住みよいまち基山の創造</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・移住促進に係る P R 推進</li><li>・目標とする人口を受け入れるための居住空間の確保</li><li>・子育て支援による移住定住の促進</li><li>・空き家対策による移住定住の促進</li><li>・企業誘致による雇用確保</li><li>・産業及び観光の育成</li><li>・教育環境の充実</li><li>・文化財の保存・活用</li></ul>

<p><b>2.</b> 質の高い行政サービスの提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口業務のサービス向上</li> <li>・子育て支援の推進</li> <li>・高齢者福祉の推進（ひとり暮らしの高齢者対策を含む）</li> <li>・情報発信の推進</li> <li>・地域公共交通の利便性向上</li> </ul>
<p><b>3.</b> 町民の参画と協働のまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域組織、N P O 等によるまちづくり活動の促進</li> <li>・多文化共生社会の推進</li> <li>・協働の手法による適切な町民ニーズの把握</li> <li>・文化・スポーツの推進</li> </ul>
<p><b>4.</b> 持続可能な財政運営の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税収入等の確保</li> <li>・自主財源の確保</li> <li>・中長期財政計画の随時見直し</li> <li>・公共施設等総合管理計画、舗装維持管理計画の随時見直し</li> <li>・補助金等に関する支出の適正化</li> <li>・各保険に係る給付の適正化</li> <li>・事業実施時における国庫補助制度等の積極的活用</li> </ul>
<p><b>5.</b> 行政課題の解決に必要な組織の構築と施策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実施能力の高い組織体制の確立</li> <li>・効果的な職員の配置</li> <li>・人員の確保と育成</li> <li>・業務効率の改善</li> <li>・民間企業の活用（指定管理者活用、P P P / P F I 手法の導入等）</li> <li>・広域行政の推進</li> <li>・事業評価の確立</li> <li>・業務効率向上のためのD X 推進</li> <li>・環境対策</li> <li>・災害等（新型コロナウイルス等を含む）への備え</li> </ul>

## 5. 行政改革推進のための取組内容

行政改革推進のための取組内容の詳細は、次のとおりです。

### (1) 住みよいまち基山の創造

生産年齢人口の減少は税収の減少と社会保障費の増大により町財政に大きな影響を及ぼしますが、基山町においては、ここ数年は様々な施策により人口減少に歯止めがかかり、微増してきています。今後もこれまでの取組を継続しつつ、住みよいまちづくりに取り組み、更なる人口増加を図ります。



## (主な取組内容)

### ①移住促進に係るP R推進

都市部の居住者などをターゲットにし、町の各種の移住政策等を積極的にP Rして、移住促進に繋がります。

### ②目標とする人口を受け入れるための居住空間の確保

市街化区域内の土地利用の現況を踏まえ、既成市街地の高密度化やJ Rの駅付近など利便性の高い区域にある市街化調整区域における地区計画等の制度活用により、目標とする人口を受け入れるための居住空間の確保を図ります。

### ③子育て支援による移住定住の促進

子育て世代をターゲットにした子育て支援策に積極的に取り組み、町の魅力向上に繋げることで、移住や定住を促進します。

### ④空き家対策による移住定住の促進

空き家状況調査等を実施し、空き家状況の把握を行います。また、空き家に関する情報を活用し、移住や定住に繋がる施策を実施します。

### ⑤企業誘致による雇用確保

企業誘致を促進し、雇用の確保に繋がります。

### ⑥産業及び観光の育成

産業及び観光分野の振興を図ります。

### ⑦教育環境の充実

G I G Aスクール構想に基づくICT教育や学力向上のための補充学習など教育環境の充実を図ります。また、通学区域審議会による学校区の見直しや小規模特認校制度の導入により学校規模の適正化を図ります。

### ⑧文化財の保存・活用

多くの方の来訪と史跡への関心を高めるとともに、自然環境や景観を楽しめるよう、歴史資源や観光資源を将来に向けて保存・活用しながら、良好な状態で次世代への継承を図ります。

## (2) 質の高い行政サービスの提供

複雑化する行政需要に対応するために、これまでの取組を継続するだけでなく、町民の行政に対するニーズを的確に把握し、限られた資源でより効果的に町民に行政サービスを提供できるよう、質の向上を図ります。

### (主な取組内容)

#### ①窓口業務のサービス向上

庁舎の窓口業務全般の利便性向上や各種証明に係るコンビニ交付の利用推進、マイナンバーカードの利用による行政手続きのオンライン化、窓口におけるキャッシュレス化など、町民が利用しやすい環境の構築を図ります。

#### ②子育て支援の推進

子育て世代への支援を推進し、安心して子どもを産み育てることのできる環境の構築を図ります。

#### ③高齢者福祉の推進（ひとり暮らしの高齢者対策を含む）

高齢者が健康や生活に不安がなく、元気に生きがいを持って生活できるように各種の支援を行います。

#### ④情報発信の推進

広報紙、町ホームページ、SNSなどの複数の情報媒体を利用し、それぞれの利点を活かす形で、町の情報発信を積極的に行います。また、公開型地理情報システムに町が保有する地図情報を一般公開など、必要な情報を提供できる環境づくりに努めます。

#### ⑤地域公共交通の利便性向上

コミュニティバスなどの地域公共交通について、利用者の利便性向上を図るとともに、地域のニーズに合った新たな交通体系の導入を検討します。

### (3) 町民の参画と協働のまちづくり

基山町における各種課題の把握、問題の解決に向け、町民のまちづくりへの参画促進や個人や団体等のまちづくり活動の支援を行い、持続可能な地域社会の形成、まちづくりを推進していきます。

#### (主な取組内容)

#### ①地域組織、NPO等によるまちづくり活動の促進

各種まちづくり団体や地域コミュニティー等と連携し、防犯活動、防災活動、男女共同参画推進事業、地域の公民館活動活性化などのまちづくり活動の推進を図ります。

#### ②多文化共生社会の推進

外国人居住者の増加していることから、多文化共生社会の推進を図ります。

③協働の手法による適切な町民ニーズの把握

町民提案や協働化事業の提案などのまちづくり基本条例の各種制度により、町民ニーズの把握を適切に行います。

④文化・スポーツの推進

文化・スポーツ活動団体と連携を図り、だれもが文化・スポーツを楽しめる協働のまちづくりを推進します。

(4) 持続可能な財政運営の実現

厳しい財政事情が続く中、町民の生活に必要不可欠な公共サービスを継続的に提供するため、確実な収入や自主財源の確保、支出の適正化、財政の健全化等について取り組めます。

(主な取組内容)

①税収入等の確保

各種税等の徴収率の向上のため各種取り組みを行います。

②自主財源の確保

ふるさと納税（企業版含む）の活用、公共施設・用地等の有効活用、有料広告の活用などに積極的に取り組み収入増に努めます。また、保育料、給食費、町営住宅家賃等の未納について適切に徴収等に取り組めます。

③中期財政計画の随時見直し

国や県の動向を注視しながら、単年度収支を分析し、「中期財政計画」の随時見直しを行い、中期的に持続可能な財政基盤の確立を目指します。

※中期財政計画 中期的な財政推計を行い、将来の財政収支の見通しによって財政面の課題を明確にすることにより、今後の健全な財政運営の確保や予算編成の指針とするための計画です。計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間となっています。

④公共施設等総合管理計画、舗装維持管理計画の随時見直し

基山町の公共施設全般についての維持・管理計画である基山町公共施設等総合管理計画について、状況の変化に合わせての随時見直しや、執行管理等を適切に行います。

※基山町公共施設等総合管理計画 町が維持管理している公共施設等の現状を調査・把握し、その結果をデータベース化するとともに、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等による財政負担の軽減及び平準化を検討することで、公共施設等の最適な利活用を目的とした基本的な方針を定めた計画です。計画期間は、平成28年度（2016年度）から平成57年度（2045年度）までとなっています。

⑤補助金等に関する支出の適正化

補助金検討委員会等を開催し、補助金・助成金等の支出についての検討を行い、支出の適正化に繋がります。

⑥各保険に係る給付の適正化

国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等の各保険につき、予防事業の推進を図るなど、医療費の適正化に努めます。

⑦事業実施時における国庫補助制度等の積極的活用

各事業予算化の際には、国庫補助、県費補助、民間補助などの補助制度を活用し、財源の確保に努めます。

(5) 組織の構築と施策の推進

多様化する行政課題に効果的・効率的に対応するため、職員育成や業務効率の改善、災害等への危機管理の徹底等に取り組めます。

(主な取組内容)

①業務実施能力の高い組織体制の確立

②効果的な職員の配置

③人員の確保と育成

④業務効率の改善

職員提案を募集し、町政の効果的及び効率的な運営を図ります。また、業務効率の改善や働き方を検討し、職員の負担軽減を図ります。

⑤民間企業の活用（指定管理者活用、P P P / P F I 手法の導入等）

指定管理者制度や、P F I による地域優良賃貸住宅（※）建設など民間企業や資金を活用して、効果的な事業実施や施設管理を図ります。

※地域優良賃貸住宅 高齢者世帯、子育て世帯などに対する居住環境の良好な賃貸住宅を供給するため、賃貸住宅の整備等の費用や家賃の減額に対する助成が国から行われる制度です。本町においては、子育て・若者世帯の定住促進住宅を建設しています。

⑥広域行政の推進

隣接市町との広域事務組合等により、ゴミ処理、上下水道、介護、消防等に関する各行政サービスを単独実施よりも効果的、安定的に提供します。

⑦事業評価の確立

各種事業に関する事業内容と効果の評価を実施、公表することにより納得感の醸成や町民満足度の向上を図ります。

⑧業務効率向上のためのDX推進

業務効率の向上のため、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に取り組めます。

⑨環境対策

ゼロカーボンなどの環境問題対策に取り組めます。

⑩災害等（新型コロナウイルス等を含む）への備え

風水害や新型コロナウイルス等が発生した際に、対応が可能な町組織等の整備を行います。

## 6. 今後の行政改革の推進体制

第7次行政改革大綱の計画期間は、令和5年度から令和9年度の5年間と定めています。この期間中に行政改革を着実に推進するため、町長を本部長とする基山町行政改革推進本部により、本大綱の5つの基本項目や取組内容に基づいて、具体的な実施方法や実施期間等を定めた、行政改革実施計画を策定します。

そして、この実施計画に基づき、令和6～10年度の各年度ごとに、前年度の達成状況や成果等を検証していきます。また、この行政改革の実施状況や成果等については、積極的に公表を行い、町民の理解を得ながら行政改革の推進を図っていきます。

(今後の行政改革の流れ)

